



# 杵築市と大分労働局との雇用対策協定



杵築市の平成29年5月の有効求人倍率は0.75倍と、大分県全体の1.43倍に比べて低く、産業振興とこれによる雇用の創出が求められています。また、少子高齢化が進展していく中、地域の活力を維持していくためには、安心して住み続けたいと思えるまちづくりが求められています。

このため、杵築市が行う産業施策や福祉施策と、国(大分労働局)が行う職業紹介、事業主支援その他の雇用に関する施策が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、両者で「雇用対策協定」を結ぶこととしました。



## 杵築市

＜杵築市まち・ひと・しごと創生＞  
～安定した雇用に創出する～

- ・経済競争力の向上
- ・産業振興(企業誘致、地場産業育成)推進  
～新しいひとの流れをつくる～
- ・UIターン雇用推進事業 等

## 総合的な雇用対策の推進

- ①産業振興による雇用創出、雇用の質の向上
- ②人材確保に向けた就職支援体制の強化
- ③UIターン・若年者支援の強化
- ④子育て環境の充実・強化



## 国(大分労働局) ＜ハローワーク別府＞

＜全国ネットワークを活かした雇用対策＞

- ・ハローワークによる職業相談・紹介
- ・雇用保険制度の運営
- ・各種助成金による事業主支援
- ・公的職業訓練への誘導 等

## 雇用の分野で市と国が連携した施策を展開



### 産業振興による雇用創出、雇用の質の向上

- ・企業立地の推進、創業支援、人材確保に係る相互協力
- ・雇用条件の向上と安定した雇用の拡大に係る相互協力



### UIターン支援の強化

- ・市の開催するUIターン説明会、相談会でのハローワーク出張相談等
- ・管内雇用情報、求人情報、空き家情報等の情報交換



### 人材確保に向けた就職支援体制の強化

- ・雇用管理改善(魅力ある職場づくり、高齢者・女性活用促進)セミナー(相談会)の共同開催
- ・シルバー人材センターを活用した高齢者の就労促進



### 子育て環境の充実・強化

- ・ハローワークによる「子育て応援求人」の開拓、企業見学会の開催
- ・保育士確保に向けた潜在有資格者への働きかけ
- ・ひとり親世帯等の自立支援等

## 「運営協議会」の開催及び施策推進のための要請

- 運営協議会を開催し、密に連携する体制を強化。※杵築市は、商工観光課を中心として参画。労働局は、職業安定課長等及びハローワーク別府所長が参画。
- 杵築市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するための必要な要請を相互に行うことができる。



「雇用対策協定」の締結により、総合的な雇用対策を展開し、市民サービスの更なる向上を目指します。



## 杵築市雇用対策協定

杵築市（以下「市」という。）では人口減少やそれに伴う経済活動の停滞を抑制し、いつまでも安心して生活できるまちづくりを進めるため、地方における安定した雇用を創出することが重要である。

市及び大分労働局（以下「労働局」という。）は、「産業振興による雇用創出、雇用の質の向上」や「人材確保に向けた就職支援体制の強化」等を確実かつ恒常的な連携により実施し、その実現を目指すため、以下のとおり「杵築市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市が行う雇用、産業、福祉及び教育に関する施策と労働局が行う職業紹介、雇用保険、雇用管理指導その他雇用に関する施策とが密接な連携のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、それぞれの施策について一体的に進めていくための連携・協力の内容などを定め、市の雇用・労働環境の改善に強力に取り組むことを目的とする。

### （取組内容）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するための共通の事業目標のもと、具体的な取組内容を「杵築市雇用対策協定に基づく事業計画」に定め、これを推進させるために毎年協議を行うものとし、必要に応じ改訂を行う。

### （要請）

第3条 杵築市長及び大分労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ速やかに対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取り組みにおいて、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

### （運営協議会）

第5条 市及び労働局は、協定の取組内容を推進し、全般の進捗状況の把握と全体調整を行うための運営協議会を設置するものとする。運営協議会に係る詳細は、別途定めることとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めがない事項が生じた場合又は本協定の内容について改定する必要がある場合は、その都度、市及び労働局は誠意をもって協議し、決定するものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合において、他に定めがないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附 則

この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、杵築市長及び大分労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

杵築市長

大分労働局長